

「厚生労働大臣が定める掲示事項等」（平成18年3月6日付厚生労働省告示第107号）は、以下のとおりです。

当院では、診療報酬の算定につきまして、以下の届出をしております。

入院時食事療養（Ⅰ）

- ・ 管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。